○文化庁告示第六十四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年六月三十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十一日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「超科学〃ステリー」掲載イラスト二〇点　山本耀也　左記二①及び②の利用につき五、四〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都港区芝大門二丁目二番一号ユニゾ芝大門二丁目ビル六階　株式会社復刊ドットコム（代表取締役　左田野渉）

三　利用方法

①　著作物を二、〇〇〇部複製し、定価三、七〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

②　①に加えて、必要に応じて一〇〇部を単位として追加で複製して定価三、七〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　①及び②　一〇八、〇〇〇円

○文化庁告示第六十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年六月三十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十一日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　①「青の騎士ベルゼルガ物語一（新装版）」及び②「青の騎士ベルゼルガ物語二（新装版）」　ままさのり　左記三（一）の利用につき六八二、五六〇円、左記三（二）の利用につき八、五三二円

二　利用者の住所及び氏名　東京都中央区築地五丁目三番二号　株式会社朝日新聞出版（代表取締役　青木康晋）

三　利用方法

（一）　書籍においてそれぞれ八、〇〇〇部複製し、①本体価格七四〇円、②本体価格八四〇円で公衆に譲渡する。

（二）　（一）に加え、必要に応じてそれぞれ一〇〇部を単位として追加で複製し、①本体価格七四〇円、②本体価格八四〇円で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第六十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百三条において準用する第六十七条第一項に基づき、著作隣接権者不明の実演の利用について平成二十九年六月三十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十一日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　実演が行われた作品名、実演家の氏名及び実演の補償金の額　大河ドラマ「黄金の日日」　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都渋谷区神南二丁目二番地一号　日本放送協会（会長　上田良一）

三　利用方法

①　日本放送協会が行うＮＨＫオンデマンドサービスにおいて、有料でストリーミング配信をするために、利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、複製）にする。利用期間は一年間とする。

②　①に加えて、必要に応じて一年間を単位として配信期間の延長を行う。

四　補償金の総額　①　一〇二、五〇〇円（内訳は別表参照）

②　一〇二、五〇〇円（内訳は別表参照）

裁定により利用を認める実演とその利用方法及び補償金の額

利用方法：(1)　日本放送協会が行うＮＨＫオンデマンドサービスにおいて、有料でストリーミング配信をするために、利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、複製）にする。利用期間は１年間とする。

(2)　(1)に加えて必要に応じて１年間を単位として配信期間の延長を行う。

（別表）

No.	実演家名	役名	利用方法(1)の補償金額（税込、単位：円）	利用方法(2)の補償金額（税込、単位：円）
1	北島和男	毛屋七左衛門／荒木村重	1,500	1,500
2	加藤和夫	松井友閑	8,000	8,000
3	三田松五郎	黄允吉	500	500
4	佐藤博	天王寺屋三郎	1,000	1,000
5	千代田恵介	組頭、佐助、落武者、水夫、侍	2,500	2,500
6	深野秀文	傭兵、船子	1,500	1,500
7	大阪憲	組頭	1,000	1,000
8	桐島好夫	番頭・役人	1,000	1,000
9	小林アキ	老婆	500	500
10	木の島静子	五右衛門の母	500	500
11	セリー・デ・カストロ	ノーラ	3,500	3,500
12	伊藤弘一	按針・水夫	7,000	7,000
13	峰岸秀憲	助佐（幼年時代）	500	500
14	金原儀一郎	婚礼の客	500	500
15	萩野尋	五右衛門（少年時代）	500	500
16	門間勝美	侍女	500	500
17	伊佐美津江	女	500	500
18	大崎新二郎	婚礼の客	500	500
19	大田登	小姓	500	500
20	波多野陽司	番卒	500	500